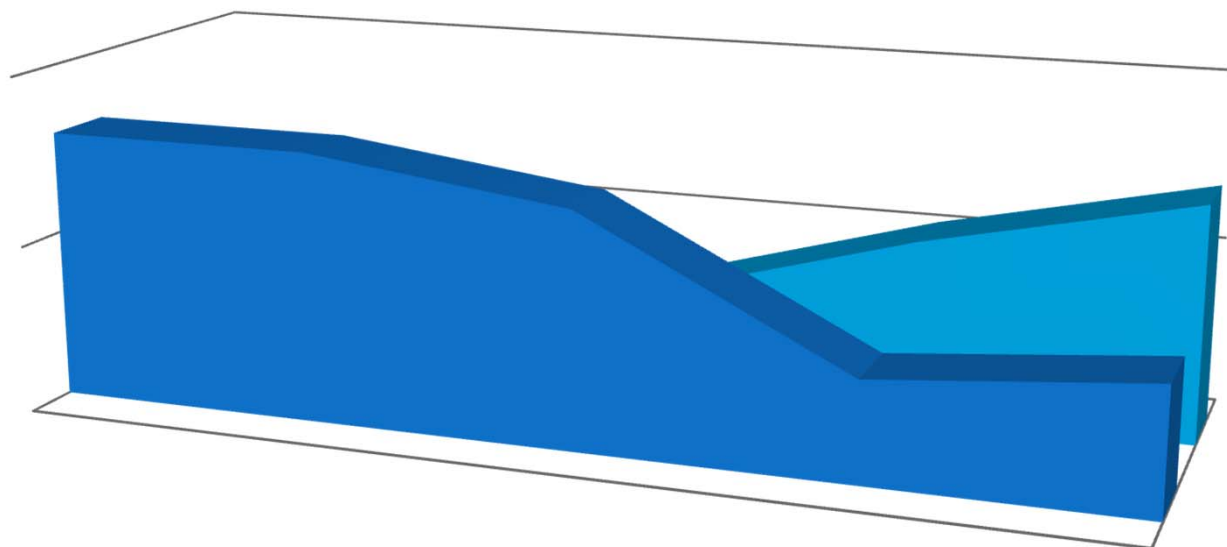


政府統計へのユーザーニーズの反映について



総務省

平成28年10月14日
総務省政策統括官(統計基準担当)

目次

1. 基本計画におけるユーザーニーズの把握の取組
 2. 各府省におけるユーザーニーズの把握
 3. 統計委員会におけるユーザーニーズの把握
 4. 基本計画へのユーザーニーズの反映
 5. 日本経済団体連合会との意見交換
- (参考) 第 I 期基本計画におけるユーザーニーズの把握

1. 基本計画におけるユーザーニーズの把握の取組

第Ⅱ期基本計画において、「統計ニーズの的確な把握」の方針が示され、取組を実施（平成26年3月～）

<公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定） 抜粋>

第3 公的統計の整備に必要な事項

3 統計調査環境の改善

(1) 統計ニーズの的確な把握

社会経済情勢の変化等に適切に対応した公的統計の作成及び提供に当たっては、統計利用者の利便性の向上を図った上で、統計利用者等のニーズを把握し、公的統計の改善を図ることが重要である。各府省では、従来から実施してきた個別の取組に加え、統計委員会における統計利用者等との意見交換会の開催及び e-Statを活用した統計ニーズに係るアンケート調査の実施等により、府省横断的な統計利用者のニーズを把握し、統計の見直しや統計データの提供拡大等に努めている。

一方で、社会経済情勢の変化に対応した統計の整備及び統計データの提供を更に推進するためには、統計ニーズをよりの確に把握することが必要となっている。

このため、統計委員会における統計利用者等との意見交換会の一層の活性化を図る。また、統計ニーズに係るアンケート調査の内容を見直すとともに、各府省が個別に把握しているニーズの情報共有を図るなど、連携を強化する。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策 「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 統計調査環境の改善 (1) 統計ニーズの的確な把握	○ 統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げた検討結果を府省横断的な統計等の整備・改善の審議等に活用するなど、一層の活性化を図る。	内閣府（統計委員会）	平成26年度から実施する。
	○ 報告者の利便性の向上等にも配慮し、統計ニーズに係るアンケート調査の内容等を見直す。また、各府省が個別に把握している所管統計の改善や統計データの提供に係る統計ニーズの情報共有を図るなど、府省間の連携を強化する。	総務省、各府省	平成26年度から実施する。

2. 各府省におけるユーザーニーズの把握

各府省は所管の統計調査の計画について、必要なニーズ把握を行う。それぞれ研究会を立ち上げるなど有識者等から意見聴取を実施。

(例)

<内閣府>

青少年のインターネット
利用環境実態調査

有識者で構成される「企画分析会議」において議論し(平成23年～平成28年)、調査事項などについて提言。計画案に反映

<総務省>

平成27年国勢調査

有識者で構成される「平成27年国勢調査有識者会議」等において幅広く議論し(平成23年6月～平成28年3月)、オンライン調査の全国的な導入に伴い、回答のしやすさに配慮した電子調査票の改善や公表の早期化などについて提言されたことも踏まえ、計画案に反映

<財務省>

法人企業統計調査

統計委員会からの季節調整値の公表項目の拡充についての指摘を踏まえ、有識者で構成される「法人企業統計研究会」において議論し(平成28年4月～6月)、対象項目に新たに「営業利益」を追加

<文部科学省>

21世紀出生児縦断調査

これまで厚生労働省が実施してきた同調査について、文部科学省が共管実施するに当たって、有識者で構成される「21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)研究会」において議論し(平成28年6月～8月)、学校教育や就業を含めた施策の企画立案等に資する調査内容などについて提言。計画案に反映

<厚生労働省>

平成29年医療施設調査、
平成29年患者調査

法定審議会である社会保障審議会に設置された統計分科会において、調査計画の変更に関し議論し(平成28年9月)、調査事項の削除に伴う行政記録情報等を活用した統計の連続性の確保などについて提言。計画案に反映

2. 各府省におけるユーザーニーズの把握

<農林水産省> 農林業センサス

有識者で構成する「2015年農林業センサス研究会」において、調査計画について議論し(平成24年6月～平成25年3月)、「6次産業化の売上」や「女性の経営参画の状況」に関する調査事項の追加などについて提言。計画案に反映

<経済産業省> 工業統計調査

有識者で構成する「平成27年度『経済センサス-活動調査後の工業統計調査に係る見直し』に関する調査研究 研究会」等において、調査計画について議論し(平成26年6月～27年6月)、調査事項の変更などについて提言。計画案に反映

<国土交通省> 建築物リフォーム・ リニューアル調査

有識者で構成する「建築物リフォーム・リニューアル調査見直し等委員会」において、調査計画について議論し(平成25年9月～平成28年3月)、国民経済計算等へ反映するため、リフォーム・リニューアル工事における投資額等の把握を図るべきなど提言。計画案に反映

<環境省> 家庭部門における CO2排出実態統計調査

有識者で構成する「家庭部門におけるCO2排出構造詳細把握業務に係る検討会」において、調査計画について議論し(平成27年11月～平成28年7月)、調査事項の変更などについて提言。計画案に反映

上記のほか、ユーザーニーズの把握の一貫として、各府省と意見交換をしているところ

3. 統計委員会におけるユーザーニーズの把握

統計委員会の構成員である委員（内閣総理大臣任命）は、ユーザー代表としての立場からの意見も求められている。

委員名	所属	専門分野等
西村 清彦	東京大学大学院経済学研究科教授	理論経済
北村 行伸	一橋大学経済研究所教授	応用計量経済
河井 啓希	慶應義塾大学経済学部教授	応用経済学、経済政策
川崎 茂	日本大学経済学部教授	統計実務（統計作成）、国際統計
清原 慶子	三鷹市長	地方自治体首長、社会調査
西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授	統計学
嶋崎 尚子	早稲田大学文学学術院教授	ライフコース論、家族社会学
白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授	社会調査、社会学
関根 敏隆	日本銀行調査統計局長	経済分析
永瀬 伸子	お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授	労働経済学
中村 洋一	法政大学理工学部教授	統計実務（マクロ指標）
野呂 順一	(株)ニッセイ基礎研究所代表取締役社長	経団連、報告者、利用者
宮川 努	学習院大学経済学部教授	マクロ経済

また、①審議内容に応じ、専門委員や審議協力者からも意見を聴取し、幅広くユーザーニーズを把握、②不定期に民間エコノミスト等との意見交換 なども実施

3. 統計委員会におけるユーザーニーズの把握

各府省が作成した統計調査案に係る審議において、把握する必要のある調査事項等を指摘し、答申に反映。

(例)

○工業統計調査の変更の答申<平成28年1月>

* 品目別製造品在庫額(数量、金額)については、当初案では削除となっていたが、「国民経済計算にとって不可欠な基礎資料である産業連関表の在庫の推計において、現に重要な基礎資料として用いられているなど明確な利活用ニーズがあること」などから、引き続き把握することが必要との意見が答申において付された。

○牛乳乳製品統計調査の変更の答申<平成28年7月>

* 乳製品(バター)の月末在庫量を把握する事項について、当初案では国産・輸入を一括計上した数量を把握しているが、「平成26年度に国内のスーパー等においてバターが品薄となる事態が生じたことが契機となり、政府の規制改革会議からバター等のモニタリング等の強化が求められていること等から」、「国産・輸入別に把握するよう変更すること」との意見が答申において付された。

○科学技術研究調査の変更の答申<平成28年9月>

* 当初案で新たに把握する「『任期なし研究者』の数及びその内数として『うち40歳未満』の数について、「科学技術基本計画及び第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、女性研究者数に関する数値目標が示されていることを踏まえ、女性研究者数を内数として把握するよう修正することが必要」との意見が答申において付された。

3. 統計委員会におけるユーザーニーズの把握 (経済財政諮問会議のニーズへの統計委員会の対応)

経済財政諮問会議からの要請も踏まえ、統計委員会が統計の精度改善について議論し、一定の方向性を提示(昨年秋～本年3月)

<経済財政諮問会議>

- ・麻生財務大臣から、GDP推計のもととなる基礎統計の更なる充実について指摘
- ・有識者議員から、統計の横断的な課題について、統計委員会で方針を整理し、それを踏まえて総務省及び統計作成府省において経済統計の改善を着実に推進すべき、と指摘

<統計委員会>

これらの課題について審議し(平成27年12月～平成28年3月)、報告書を取りまとめ(平成28年3月22日)
⇒3月24日の経済財政諮問会議に報告(西村統計委員会委員長)

平成28年第4回経済財政諮問会議(3月24日)における安倍総理発言
「また、経済財政運営に当たっては、不断の統計の改善が必要である。高市大臣には、統計委員会が取りまとめた取組方針に基づき、関係大臣と協力しながら統計の精度向上に取り組んでいただきたい。また、景気判断をより正確に行うために必要な統計の改革に向けて、石原大臣を中心に取組を強化していただきたい。」

「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

- 総務省は、統計委員会が取りまとめた取組方針に基づき、関係府省庁の協力を得て、統計の精度向上に取り組む。
- GDP統計をはじめとした統計の改善に向け、経済財政諮問会議において、統計委員会と連携しつつ、政府の取組方針を年内に取りまとめる。

4. 基本計画へのユーザーニーズの反映

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)へのユーザーニーズの反映

[平成25年10月9日]

○統計委員会による「基本的な考え方」(総務大臣に対する意見)
【統計法第55条第3項】

[平成25年10月31日～11月29日]

○総務大臣によるパブリックコメント 【統計法第4条第5項】

[平成26年1月31日]

○統計委員会による総務大臣に対する答申【統計法第4条第4項】

5. 日本経済団体連合会との意見交換

日本経済団体連合会 経済政策委員会 統計部会の部会長と総務省政策統括官等との意見交換を不定期に実施

<開催実績>

[平成20年3月12日]

※ 統計における行政記録の活用等などについて議論

[平成21年3月19日]

※ 第Ⅰ期基本計画や経済センサスなどについて議論

[平成23年11月28日]

※ 統計調査を所管する主な府省も参加し、統計行政について幅広く議論

[平成25年11月27日]

※ 第Ⅱ期基本計画などについて議論

⇒ 現在、本年12月の開催に向けて準備中

(参考) 第 I 期基本計画におけるユーザーニーズの把握

(1) 第 I 期基本計画において、「統計ニーズの継続的な把握・活用」の方針が示され、取組を実施(平成21年3月～平成26年3月)

＜公的統計の整備に関する基本的な計画(平成21年3月13日閣議決定) 抜粋＞

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

3 経済・社会の環境変化への対応

(1) 統計ニーズの継続的な把握・活用

ア 現状・課題等

時代の変化や社会のニーズに的確に対応した公的統計の整備及び提供を行う観点から、以下の点に留意しつつ、統計利用者のニーズを把握し、公的統計の改善に活用することが必要となっている。

- ① 社会の情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な責務の一つであるとの認識の下に、利用者の視点も踏まえつつ、その作成及び提供に努めること。
- ② 統計利用者のニーズを把握するに当たっては、情報通信技術を活用するなど、統計利用者側の利便性の向上を図ること。
- ③ 府省横断的なニーズについては、統計委員会が統計利用者との意見交換を随時実施し整理・検討を行った上で、その結果を関係府省における統計の整備及び提供や基本計画の見直し等に活用すること。

イ 取組の方向性

統計ニーズを的確に把握するため、従来から各府省が実施してきた個別の取組に加え、統計利用者の要望等を幅広く把握するとともに、統計利用者との意見交換の場を設け、府省横断的な統計等の整備・改善に反映する。

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策 「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 経済・社会の環境変化への対応 (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用	○ 各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省における統計の整備及び提供、基本計画の見直し、諮問事項の審議等に活用する。	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。
	○ インターネット上の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した要望及びe-Statの利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省における統計の整備及び提供を支援する。	総務省	平成21年度から実施する。

(参考) 第 I 期基本計画におけるユーザーニーズの把握

(2) 第1WGの報告(平成20年7月)⇒基本計画(平成21年3月)

＜基本計画部会第1ワーキンググループ報告書(平成20年7月) 抜粋＞

II 公的統計整備の考え方(共通的枠組・基準関係)

1 統計ニーズの把握方法

(2) 取組の方向

統計ニーズを的確に把握するため、従来から各府省が実施してきた個別の取組に加え、意見・要望等を幅広く把握するとともに、統計利用者との意見交換の場を設け、その結果を府省横断的な統計等の整備・改善に反映する。

(3) 具体的な措置や検討事項

ア 統計委員会は、基本計画部会の活動の一環として、各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省の統計整備・提供及び基本計画の見直しや、諮問事項の審議等に活用する(平成21年度から着手)。

イ 総務省政策統括官(統計基準担当)は、総務省統計局と連携し、インターネット上の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の意見・要望を把握するための掲示板機能の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した情報及びe-Statの利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省の統計整備・提供等の充実に推進する(平成21年度から着手)。

ウ 各府省は、個別統計の調査計画について、府省内の利用者や、有識者・報告者等の意見等を把握し、調査計画の見直しに活用する取組みを継続するとともに、その一層の充実を図る(平成21年度から着手)。

＜公的統計の整備に関する基本的な計画(平成21年3月13日閣議決定) 抜粋＞

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

3 経済・社会の環境変化への対応

(1) 統計ニーズの継続的な把握・活用

イ 取組の方向性

統計ニーズを的確に把握するため、従来から各府省が実施してきた個別の取組に加え、統計利用者の要望等を幅広く把握するとともに、統計利用者との意見交換の場を設け、府省横断的な統計等の整備・改善に反映する。

＜具体的措置、方策等＞

○各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省における統計の整備及び提供、基本計画の見直し、諮問事項の審議等に活用する。(担当府省:内閣府(統計委員会)、平成21年度から実施)

○インターネット上の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した要望及びe-Statの利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省における統計の整備及び提供を支援する。(担当府省:総務省、平成21年度から実施)

削除 (⇒計画の審議の過程で竹内委員長から「重要な事項を着実に実施していくためには、別表のプライオリティ付けを行い、一部の事項については、整理した方が基本計画の実効性が高まるのではないか」との提案がなされ、左のウ部分は削除対象となった模様)